

八代市中小企業等事業継続対策特別支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの皆様に対し、事業の継続・安定を図るため、支援を行います。

【制度の概要】

対象者	<p>以下の項目をすべて満たす中小企業、小規模事業者、個人事業者の方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●別表(裏面)に掲げる業種を主な事業として営んでいる方 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、1カ月(注1)の売上高が前年同月に比して50%以上減少している方 ●市内に3カ月以上継続して事業所を有する方 ●営業許可又は登録を必要とする業種については当該許認可等を受けている方 ●反社会的勢力者との関わりがない方
支援金額	●法人企業20万円、個人事業者10万円とします。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ●支援金支給申請書兼請求書 ●直近の決算書(個人事業者は令和元年の青色決算書か白色決算書)のコピー ●営業許可書のコピー ●法人は登記簿謄本(3カ月以内のもの・コピー可) 個人事業者は身分証明書のコピー(免許証等) ●支援金の振込先通帳のコピー(通帳の表紙及び表紙裏面のフリガナで口座名義人及び口座番号が書かれている箇所) ●支援金支給申請に係るチェックシート ●その他必要と認める書類
申請の流れ	<p>① 必要な書類(注2)をそろえて、郵便(特定記録)での申請受付となります。 ※混雑・クラスター感染を避けるために郵便受付のみとします。</p> <p>② 書類を確認の上、速やかに支援金を指定口座(注3)へ振り込みます。</p>
申請送付先	〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市商工・港湾振興課 宛 事業継続特別支援金
申請期間	●令和2年6月1日(月)まで ※6月1日必着
備考	<p>(注1) 1カ月とは、令和2年1月から4月までのいずれかの月。</p> <p>(注2) 申請書類等の様式は、市のホームページからダウンロードするか、お近くの商工会議所、商工会、市役所仮設庁舎総合案内所、各支所、商工・港湾振興課(旭中央通TSビル 4F)、業種ごとの組合等でお受け取りください。</p> <p>(注3) 振込口座は、会社名義か代表者名義に限ります。</p>

お問い合わせ先	受付時間		電話番号
八代市商工・港湾振興課	平日、土日、祝日	9:00~17:00	33-8513
八代商工会議所	平日	9:00~17:00	32-6191
	祝日(5月4日・6日のみ)	9:00~15:00	
八代市商工会	平日(祝日は5月4日・6日のみ)	9:00~17:00	52-8111